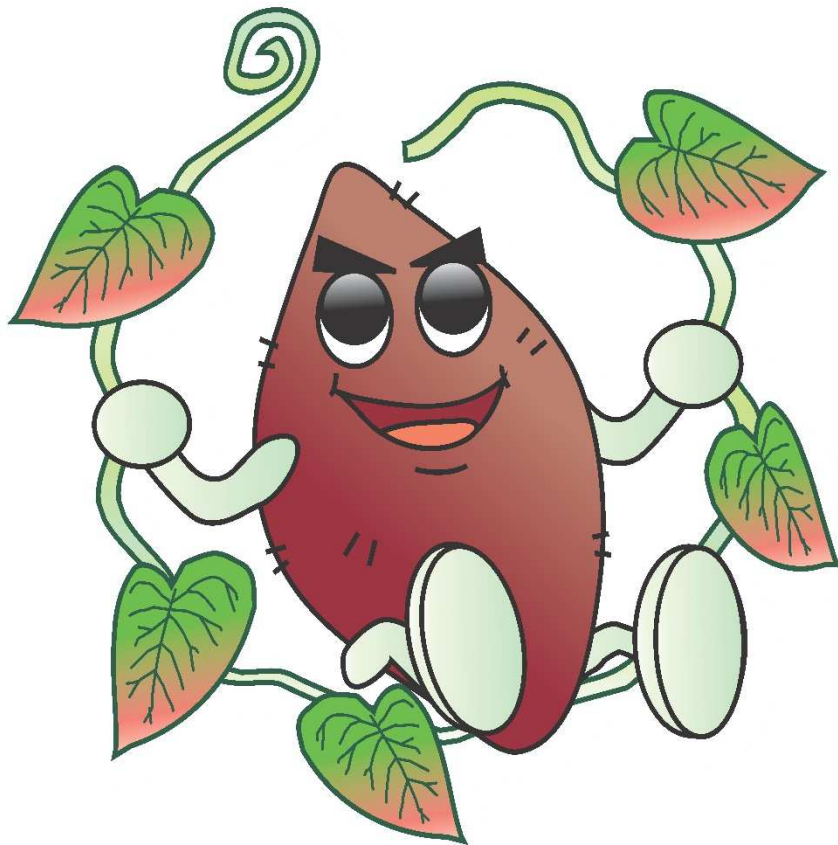


令和6年度
教育支援について

(就学相談について)



嘉手納町教育委員会 教育指導課

☎098-956-1111 (内線 257)

1 教育支援に係る就学（小中学校入学・進級）相談について

嘉手納町教育委員会では、特別な支援を必要とするお子様に対し、教育相談、就学相談を行っています。

見え方、聞こえ方、身体の動き、発達や健康上の課題等で不安がありましたら、保護者の方だけで悩まれずにご相談ください。

なお、令和7年度に特別支援学校への入学、特別支援学級への入級、通級による指導、教育サポーターを希望される保護者の方は、4～5月頃までにはご相談いただき、書類等の準備・提出が必要となります。

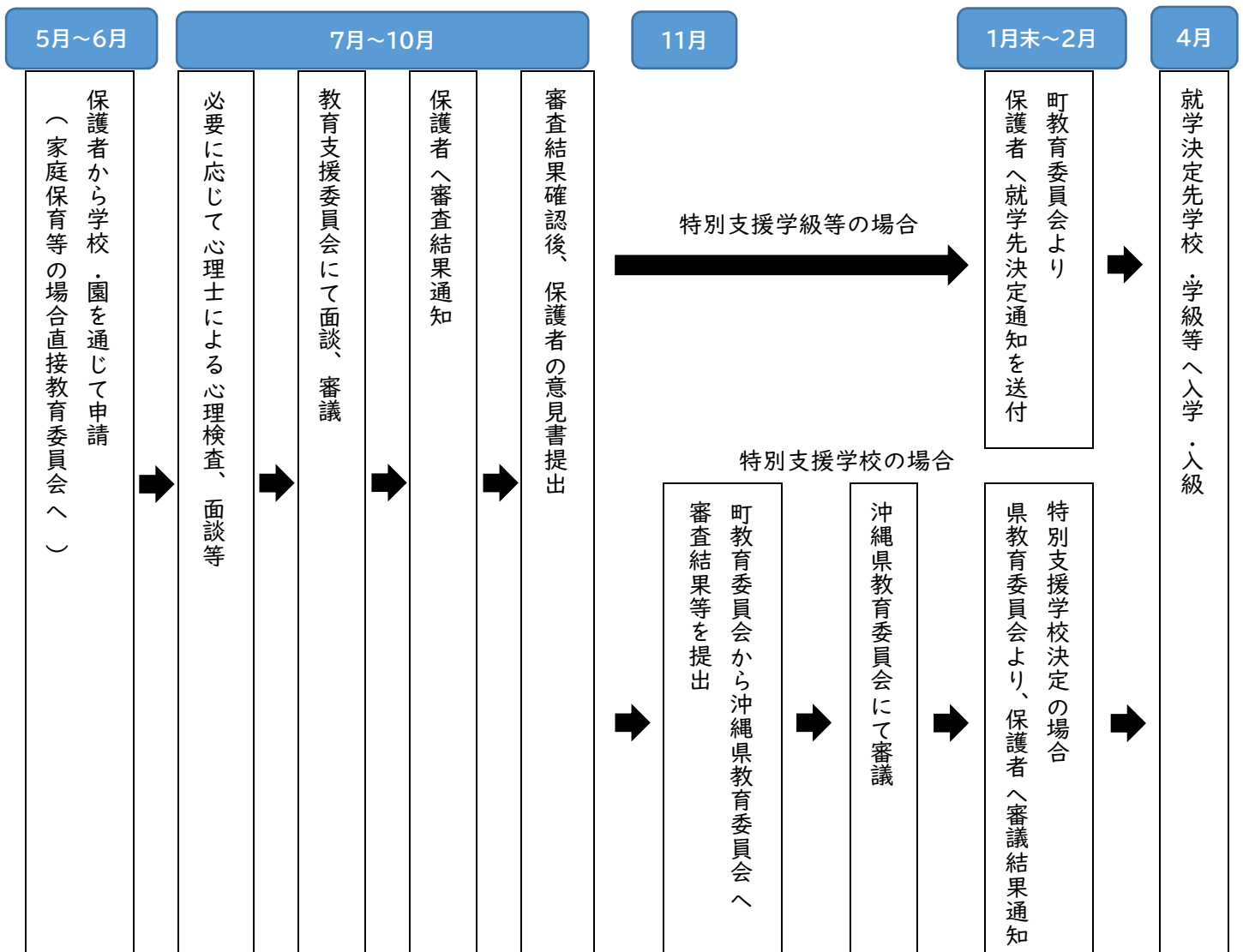
本町の教育支援委員会での審査結果又は診断書等を踏まえ、保護者意見を確認後、就学先・教育支援等を決定します。

●相談・申請書類について

	在籍学校等	相談・提出先
1	町立幼稚園（保育所）、小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ お子様が生籍する学校へ相談 ・ 学校へ必要書類を提出
2	家庭保育等 町立幼稚園（保育所）以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納町教育委員会へ相談 ・ 嘉手納町教育委員会へ必要書類を提出

※ 必要書類については、「5 教育支援に係る審査依頼に必要な書類等」をご確認ください。

2 教育支援に係る就学（小中学校入学・進級）先決定のながれ



※ 検査、面談等の実施時期については、申請の状況により変更する場合があります。

3 嘉手納町の教育支援（令和6年度の状況）

(1) 特別支援学級

町内公立小学校及び中学校において教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級です。小集団の中で、障がいの特性等に応じて特別な教育課程を編成し、指導方法を工夫し教育を進めていきます。また、教科や学校行事などの様々な機会に通常学級との交流が行われ望ましい人間形成が図られています。特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子どもの実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程も編成できるようになっています。

① 知的【町立小中学校】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもを対象としています。

② 情緒【町立小中学校】

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも、または主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもを対象としています。

③ 病弱【嘉手納小学校】

慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも、または身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもを対象としています。

④ 言語【嘉手納小学校】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいものを対象としています。

(2) 通級による指導（通級指導教室）

通常学級に在籍し、特別な支援をおこなう場合は通級指導教室により指導・支援を行います。支援対象者の特性によっておこる学習上又は生活上の困難を改善し克服すること（自立活動）を目的としています。

① LD/ADHD【嘉手納中学校】

LD（学習障害）や ADHD（注意欠陥多動性障害）等に応じ指導・支援する教室です。

L D：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

ADHD：年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

② 言語（ことばの教室）【嘉手納小学校】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする程度のもを対象としています。

※屋良小学校は、嘉手納小学校担当教諭が派遣され、指導・支援を行っています。

(3) 特別支援教育支援員（教育サポーター）の配置

町立小中学校において、原則普通学級に在籍する特別な配慮を有する児童生徒等に対し、生活上の介助や支援等を行います。

4 特別支援学校（中部地区）

特別支援学校は、本町の教育支援委員会審査結果を踏まえ、沖縄県教育委員会へ申請し、審議後に就学の可否が決定されるものです。

また、特別支援学校への就学をお考えの方は、学校見学等で学習環境を確認することをお勧めします。

●特別支援学校一覧

学 校 名	障害種	所在地	電話番号
美咲特別支援学校	知的障害	沖縄市美里	098-938-1037
はなさき支援学校	知的障害	北中城村字屋宜原	098-989-0192
泡瀬特別支援学校	肢体不自由	沖縄市比屋根	098-932-7584
森川特別支援学校	病弱	西原町字森川	098-945-3008
沖縄盲学校	視覚障害	南風原町字兼城	098-889-5375
沖縄ろう学校	聴覚障害	北中城村字屋宜原	098-932-5475

5 教育支援に係る審査依頼に必要な書類等

必要な書類等		書類内容
1	同意書（様式4）	教育支援に係る検査、審査や検査結果情報の取扱いについて保護者【親権者】の同意確認（保護者が記載する書類）
2	家庭調査票（様式3）	生育歴、家庭での状況、保護者意見を確認（保護者が記載する書類）
3	障害等の状況が分かる書類	障害等の状況を確認できる「知能検査の結果・所見」「療育手帳」「身障手帳」「診断書」等の写し（保有しない場合は省略可）
4	教育支援調査票（様式2）	学校等での状況を確認 （お子様が在籍する小中学校、幼稚園、保育所等が記載する書類）
5	審査依頼文（様式1）	学校等で取りまとめ審査依頼をするための書類（お子様が在籍する小中学校、幼稚園、保育所等が記載）
6	審査依頼文（様式1-2）	家庭保育で、幼稚園等に在籍していない場合に保護者が記入します。 （幼稚園等に在籍が有る場合は不要）
7	診断書等 （特別支援学校申請の場合のみ）	特別支援学校への審査依頼を検討されている場合は、沖縄県の指定する様式により、専門医からの証明を提出が必要となりますので、嘉手納町教育委員会 教育指導課へご相談ください。

●提出先について

1、2の書類・・・保護者が記入し、在籍する学校等へ提出（家庭保育の場合は教育委員会）

3の書類・・・保有している場合は写しを在籍する学校等へ提出（家庭保育の場合は教育委員会）

4、5の書類・・・在籍する学校等で記載し教育委員会へ提出